

令和7年度第2回川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会 次第

開催日時 令和8年2月13日（金）午前10時00分から

議 事

- (1) 今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性について
- (2) 令和7年度事業進捗状況及び令和8年度事業計画案について
- (3) その他

資料1	青少年教育施設専門部会委員名簿
資料2	川崎市社会教育委員会議規則
資料3	青少年教育施設の概要について
資料4-1	「今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性（案）」に関するパブリックコメント手続の実施結果について
資料4-2	今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性（案）
資料4-3	今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性（案）概要版
資料5	子ども夢パーク 令和7年度事業進捗状況
資料6	子ども夢パーク 令和8年度事業計画案
資料7	八ヶ岳少年自然の家 令和7年度事業進捗状況
資料8	八ヶ岳少年自然の家 令和8年度事業計画案
資料9	黒川少年野外活動センター 令和7年度事業進捗状況
資料10	黒川少年野外活動センター 令和8年度事業計画案
資料11	青少年の家 令和7年度事業進捗状況
資料12	青少年の家 令和8年度事業計画案

資料 1

青少年教育施設専門部会委員名簿

委嘱・任命期間	令和6年8月1日から 専門部会の審議又は調査終了まで
---------	-------------------------------

	氏 名	現 職
	大 津 博 之	一般社団法人川崎市子ども会連盟 連盟長
	川 腰 賢 司	一般社団法人川崎市子ども会連盟 副連盟長
	松 田 基 久 乃	ガールスカウト川崎市連絡会会長
副部 会長	境 紳 隆	日本ボーイスカウト川崎地区協議会 会長
欠	南 谷 隆 行	川崎市立子母口小学校長
	元 木 亮 二	川崎市立田島中学校長
欠	藤 江 薫	市民委員
	太 田 修 嗣	市民委員（認定NPO法人くるみ 理事長）
	原 田 尚 幸	和光大学現代人間学部人間科学科教授
部会長	番 匠 一 雅	田園調布学園大学子ども教育学部子ども教育学科教授

指定管理者

青少年の家 佐藤所長、斎藤副所長
 八ヶ岳少年自然の家 三井所長、細川課長
 子ども夢パーク 友兼所長、森脇副所長
 黒川青少年野外活動センター 野口所長、大谷事業主任

事務局

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課
 課長 山口 弘
 施設整備担当課長 本波 直人
 教育委員会事務局学校教育部指導課
 自然教室担当課長 北村 美幸

こども未来局青少年支援室

施設指導・調整担当課長 菊池 慶考
 施設整備・企画担当係長 筒井 瑤甫
 担当職員 石山 智之
 青少年育成・子どもの権利担当課長 湯川 緑

○川崎市社会教育委員会議規則

昭和52年1月27日教委規則第1号

改正

平成12年2月1日教育委員会規則第3号

平成26年3月26日教育委員会規則第5号

平成28年1月28日教育委員会規則第1号

川崎市社会教育委員会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市社会教育委員条例(昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。)

第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第1条の2 条例第2条第2項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(議長及び副議長)

第2条 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各1名置く。

2 議長及び副議長の任期は、2年とする。ただし、再選されることができる。

3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第3条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。

4 会議は、議長が招集する。

5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

第4条 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

第5条 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べるができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

第6条 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 2 月 1 日教委規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則（平成26年 3 月26日教委規則第 5 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 1 月28日教委規則第 1 号）

この規則は、平成28年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成28年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
教育文化会 館専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経 験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者
幸市民館専 門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経

			<p>験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
中原市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
高津市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
宮前市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
多摩市民館	館における各種の事業の	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p>

専門部会	企画実施について調査審議すること。		<ul style="list-style-type: none"> (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
麻生市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
図書館専門 部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
青少年科学 館専門部会	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の自然科学に関する知

			<p>識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
日本民家園 専門部会	園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<p>(1) 市内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
有馬・野川生涯学習支援 施設専門部 会	施設の運営について調査審議すること。	8人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>
青少年教育 施設専門部 会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15人以内	<p>(1) 市内の小学校及び中学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>

青少年教育施設の概要について

資料3

施設名	川崎市八ヶ岳少年自然の家	川崎市青少年の家	川崎市黒川青少年野外活動センター	川崎市子ども夢パーク
設置目的	恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して心身を鍛練し、もって健全な少年の育成を図る。	団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る。	野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性をはぐくみ、もってその心身の健やかな発達に寄与する。	子どもが遊び、及び夢を育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所を提供するとともに、子どもの自主的及び自発的活動を支援することにより、それぞれの子どもに応じた成長及び子どもの地域等における活動への参加への促進に寄与する。
現施設開所 (供用開始) 年月	昭和52年8月	昭和63年7月	平成3年8月 ※昭和58年4月に仮称黒川青少年野外活動センターとして暫定的に開放	平成15年7月
所在地	長野県諏訪郡富士見町 境字広原12067-482	川崎市宮前区宮崎105-1	川崎市麻生区黒川313-9	川崎市高津区下作延5-30-1
指定管理者	一般社団法人 富士見パノラマリゾート	かわさき未来応援パートナーズ	特定非営利活動法人 国際自然大学校	川崎市子ども夢パーク 共同運営事業体
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・センターハウス ・アストロハウス ・ワーキングホール ・野外炊飯場 ・バーベキュー場 ・宿泊棟(5棟、定員531名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレイホール ・オリエンテーションホール ・音楽室 ・研修室 ・創作活動室 ・プール ・食堂 ・宿泊室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホール ・集会室 ・工作室 ・厨房 ・屋外炊事場 ・グラウンド 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレイパーク(冒険遊び場) ・全天候型スポーツ広場 ・ログハウス ・スタジオ ・創作スペース ・ドリームスペース「ゆるり」 ・サイクリングロード ・川崎市子ども会議事務室 ・フリースペース”えん”
延べ利用人数(令和6年度)	89,669人	35,981人	19,464人	69,654人
延べ利用団体数(令和6年度)	568団体	969団体	646団体	934団体